

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

## ○議事日程

令和元年6月5日(水曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員(17名)

1番 安田 美雄 君	3番 川村 信子 君	4番 佐藤 平和 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君
15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

## ○欠席委員(2名)

2番 井戸 恒男 君      12番 後藤 三郎 君

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長      長尾 成広 君      農業委員会事務局課長補佐 小石 隆之 君  
農業委員会事務局主任主査 山下 清司 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。  
初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。  
○会長（野村茂君）田植えの時期に入りたいへんお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。この5月に入ってたいへん気温が上がり、真夏日がありました。北海道で39.5度というたいへん珍しい事がありました。いずれにしても、毎年毎年、気象が変わってきているという事で、これがまた大きな災害に繋がらなければいいと懸念をしております。

先般、皆様方をお願いを致しましたJAさんと推進委員さんとの情報交換ですが、いろいろその支店毎に皆様方の意見や思いがあろうかと思いますが、一つの農業委員、推進委員の活動の一環としてそれぞれでやっていただければありがたいなと思います。来月は合同会議の予定になっておりますので、その折にはそれぞれの所でこのような場を設けていただいて、このような内容があったとお聞かせいただける所が1カ所でもあれば有難いなと思っております。そういった事に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）今、会長がお話されましたが、暑い日が続いておりますし、先週あたりは寒かったりしますので、皆様お体には充分気を付けていただければと思います。

6月議会が昨日開会されまして、農林関係の質問については、津保川地区の農地災害の復旧とか林地災害の復旧、曾代用水、農薬散布等について出ております。昨年の津保川の災害では、農地災害、林地災害、床下、床上等沢山ありました。今年はそうならないように、また防災関係のワーキングや研修も市としては力を入れておりますので、もし同じような事になっても最小限となるようにと思っておりますので、皆様もご協力をお願いします。

お手元にお配りした「このような所で周囲を気にせず農薬を散布していませんか」というパンフレットですが、県から来ているものです。これは平成25年に農林水産省の通知で来ているものですが、環境団体の方から訂正がなかったという事で新たに配られた物をお配りしました。皆様には気を付けていただいておりますが、パンフレットにあることに留意していただき、散布していただくようよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。2番井戸委員と12番後藤委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。11番中村委員、13番安田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、長良川鉄道関市役所前駅北北西約740mに位置する農振農用地区域外である田1,493㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、贈与を受けるもの、譲渡人は、贈与するものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、古布多目的研修集会施設の西60mほどに位置する農振農用地区域内である登記簿田、現況畑2筆1,683㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

すべての案件について、5月17日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの2件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の2件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、下迫間公民館の北西約330mに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆230㎡。農地の区分は、住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅（車庫）です。申請者は、申請地の隣地が自宅にあり、家族が増え、自家用車も増えた事から車庫を増築したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、平成25年頃から車庫として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、国道156号線山田交差点の南西約70mに位置する登記地目畑、現況地目宅地387㎡。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、隣地と一体利用して既に農家住宅として使用しているものです。

5月17日に現地確認をしたところ、昭和55年頃から、住宅敷地として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、上之保浄化センターの南東約310mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、869㎡。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用目的は、貸資材置場です。申請者は、申請地に既に資材置き場として利用しているものです。

5月17日に現地確認をしたところ、平成12年に埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを

議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案の説明に入る前に一部訂正がございます。

6番の案件の地番が6番1の土地の面積ですが、議案は、357㎡になっておりますが、昨日、登記簿の面積が実測された面積418㎡に登記が変更されていますので、議案の面積を357㎡から418㎡に修正をお願いします。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、市平賀の2筆につきましては、平賀公民センターの南東約320mに位置する、登記地目田、現況地目畑146㎡、畑40㎡。平賀町の2筆につきましては、平賀公民センターの東約250mに位置する田2筆584㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っており、本申請地を宅地分譲として利用したい、譲渡人は耕作機械の不足により、耕作を続けることが困難であるというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、富岡公民センターの北北西約180mに位置する登記地目田、現況地目畑、492㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、申請地を譲受け、太陽光発電施設として利用したい。譲渡人は、高齢で耕作できないことから譲り渡すというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、大杉公民館の南約290mに位置する登記地目畑、現況地目宅地51㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、現在の庭が手狭であることから、隣接地と一体利用したいとのこと。譲渡人は農地として維持するが困難になったというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、昭和52年頃に埋め立てし、現況宅地であったため、始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、大杉公民館の北約160mに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、403㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自動車部品製造業工場です。譲受人は、隣接地を取得し工場を建設するため、当申請地も敷地として、利用したいとのこと。譲渡人は、今後利用する計画もなく、譲受人の要望に応えるものです。

5月17日に現地確認をしたところ、平成29年頃に埋立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、桜ヶ丘小学校の西約350mに位置する田710㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、耳鼻咽喉科病院駐車場です。譲受人は、申請地近くで耳鼻咽喉科を開業しており、駐車場が不足しているため病院の駐車場として利用したい。譲渡人は、高齢で耕作できないため、譲受人の要望により売り渡すというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、刃物会館の南約300mに位置する

田、2筆1, 397㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、本申請地が宅地分譲敷地として最適であると考え取得したいというもの。譲渡人は、農地として適切に管理することが困難であるというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

7番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、刃物会館の南約300mに位置する田160㎡、畑13㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅(庭)です。譲受人は、本申請地の東側に住んでおりますが、庭が狭いため、本申請地を譲り受け庭として利用したいというものです。譲渡人は、耕作することが困難であり、譲受人の申し出に応じるものです。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、長良川鉄道関下有知駅の北西約300mに位置する畑706㎡。農地の区分は、申請地から概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自動車販売業駐車場です。譲受人は、自動車販売業を営んでおり、業務拡大の為、申請地を購入するというもの。譲渡人は、高齢のため、農地の管理ができなく、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、倉知小学校の北約50mに位置する畑952㎡の内416㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、申請地を土地所有者より借り受け住宅建築の計画をたてたいというもの。使用貸人は、使用借人より申請地での住宅建築の申し出があり、貸し渡すというものです。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、関市役所西部支所の西約330mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、232㎡。水道管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設があるため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、アパート住まいなので住宅を建築したく土地を探しており、父から借り受けて住宅を建設するもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸すというものです。貸借の期間は、許可日から永久となっています。

5月17日に現地確認をしたところ、当申請地は30年4月に4条許可された土地であり、現況は雑種地と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事変1番の案件と同時許可となります。

11番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、国道156号線山田交差点の北東約260㎡に位置する登記地目畑、現況地目宅地41㎡、畑114㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、既存建物と一体利用として、経営する従業員の駐車場として、利用するというものです。申請地は競売で取得した土地であります。

5月17日に現地確認をしたところ、一部宅地であるため、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの2件、計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の11件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、8ページになります。

1番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、関市役所西部支所の西約330mに位置する登記地目田、現況地目雑種地232㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。

当初事業計画者は、平成30年4月27日に、4条許可を受けて、一般住宅を建築する計画をしていたが、子の住むアパートでは手狭となったため、申請地を借受け、子が住宅を建築するというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、雑種地となっていたため始末書が添付されております。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、5条10番の案件と同時許可となります。

以上、1件のご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページからになります。使用貸借権設定に関するものについて、更新が、1件、地目は田1, 027㎡です。山田地区の1地区が該当となっております。すみません訂正です。更新ではなく新規です。権利の設定を受ける者は、今坂文和でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、議案第6号荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご審議をお願いいたします。

議案10ページから13ページまでをご覧ください。この件につきましては、昨年度、荒廃農地調査という事で、農業委員の皆様に行っていただき非農地のB判定と判断された農地につきまして、審議をお願いしたいと思います。事務局職員もその後、現場確認に行きまして、確実にBだと判断させていただいた農地の一覧でございます。議案に記載のある現況地目につきましては、税務課の課税地目が標記されていますが、現実の状況は先ほどお話しさせていただいたように既に山林化されたような非農地と判断できる場所であります。

また、この表の中で所有者が空白の部分につきましては、上記に記載されている所有者と同じ人ということで認識をお願いします。

農地に該当しない土地を農地台帳から除外することにつきましては、平成30年3月、国から通知があり、内容としましては、利用状況調査などの結果、既に森林になっている状況など農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、農地台帳から除外することとされ、総会におきまして、審議をしていただくものでございます。

今回議案に挙げた筆以外も、非農地判断が出来るのではないかとという筆がありますが、まだ整理している段階ですので、今後の総会にて審議をしていただきと考えておりますので、よろしく願います。

総会で同意をいただきましたら、所有者に通知をさせていただき、法務局にも所有者から申請が提出されるかもしれないと通知をさせていただきます。ただし、通知が来たから地目が変わる訳ではなく、所有者本人が地目変更の申請をしていただく場合に、この非農地通知を持っていただくことと変更できるというものであります。担当地区の農業委員さんにつきましては、今回該当となる所有者から、こんな文書が来たとお尋ねになられることがあるかと思っておりますので、農業委員会総会において、非農地判断されたという事で、ご審議いただきましたら、その旨説明をしていただくと有難いと思います。

今回、農地・非農地判断していただく土地につきましては、田6筆4, 242㎡、畑33筆15, 795㎡です。地区につきましては、本郷町、黒屋、塔ノ洞外で計11地区です。

以上、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○事務局長（長尾成広君）全て農用地外ですが、農振地区については説明はないですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今回はないです。まだこれからの話です。

○事務局長（長尾成広君）今回農振は、外す協議をしなきゃいけないので、まず手っ取り早く出来る農振外の所で非農地判断をさせていただくという事ですね。

○事務局課長補佐（小石隆之君）そうです。

○15番（土屋尊史君）その地区の人が、問い合わせが来る可能性があるという事ですけど、私達地図は全部お返ししていますので分かりませんので、答えようがありません。

○議長（野村茂君）本人から問い合わせがあるということですか。

○事務局長（長尾成広君）非農地通知が行きますので、これが来たけどどうすればいいんやねとひょっとして聞かれるかもしれないという事です。

○15番（土屋尊史君）図面もちゃんと入って来る訳ですか。

○事務局長（長尾成広君）位置図も送られるのかな。

○事務局課長補佐（小石隆之君）図面まではちょっと。

○15番（土屋尊史君）じゃないと番地言われたってどこですかという事になるの。

○事務局長（長尾成広君）場所がどこか分らない。

○15番（土屋尊史君）そう。僕達がね。それか来たら勝手にやりなさいという事しか出来ないですね問い合わせがあっても。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本人さんがどこやと分っていればいいんで、だいたいの地図を付けさせていただいた上で、通知を出すようにします。

○15番（土屋尊史君）お願いします。

○事務局長（長尾成広君）非農地通知は、農転の許可と同じような物で、農転許可を取られて法務

局で登記を変えないと結局は変わりません。農転許可を取られた方でずっと置いておいて事変とか、もう一回出すパターンがありますが、同じように非農地通知を送られた。それだけでは地目は変わらないので、自分で地目変更というのを出して頂ければ。ただ農転手続きを申請するとお金がかかりますが、この分は言い方悪いですが、ただで出来たという形になります。ただ農地を沢山持っているとすれば、農振地域については今回やっておりませんので、全部変えようとするとは一度には出来ないということになります。それを踏まえてもし聞かれたら、ご説明いただけたらと思います。

○議長（野村茂君）今回のこの議題は、普通でないです。

○事務局長（長尾成広君）登記の地目を変えるには、調査士さんとかお願いされるか、もし時間があれば自分で法務局へ相談に行かれれば教えてくださいですので、ご説明していただければと思います。

○5番（遠藤昭治君）これで承認されると、7月か8月にまた現地調査がくるとと思いますが、これは省かれてくるという事ですか。

○事務局長（小石隆之君）そうです。この部分については昨年度の調査に基づいた土地でありますので、それは外されます。

○15番（土屋尊史君）調査台帳からは、消されてくるという事ですね。

○事務局長（小石隆之君）そうです。

○18番（永井博光君）30番の武芸川跡部の森さんという方ですが、ご高齢で亡くなってみえて、息子さん横浜の方に行ってみえます。

○事務局長（長尾成広君）市外の方ですと税務課へ届出しないうちには情報が来ません。亡くなっている事が分っていれば事前に教えて頂ければありがたいです。

○議長（野村茂君）27番の松田さんも確認してみてください。

他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり地権者及び法務局へ通知することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（小石隆之君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は、14ページになります。

1番の案件 届出地は、武芸川町宇多院地区の田1, 651㎡。賃借人は、藤井辰夫です。合意解約成立日は、平成31年4月22日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小石隆之君）来月の総会ですが、7月8日月曜日9時から6階6-6、6-7会議室で予定しております。

○1番（安田美雄君）先程説明がありました農薬散布についてですが、たいへん大きな問題だと思います。議会にも取り上げられた事ですし。私が思うに、先般もセイタカアワダチソウとかについて、自治会で回覧がきましたが、これも環境局も絡んだパンフレットになっておりますが、農業委員会が率先して地域の農薬の指導をやるのかそれとも。

○事務局長（長尾成広君）広報にも載せますし、自治会とか班回覧とか今計画しておりますが、昨日パンフレットが来ましたので、農業委員さんにも何かの機会にという事であって、率先して指導をということではありませんので、ご理解いただければと思います。



○1番(安田美雄君) この中に道端とありますが、私、農地を沢山持っているんですが、この道端という観念ですが、市道沿いに結構草が生えており刈るのもたいへんでやむを得ずたまに振るんです。この辺について市もご理解いただいておりますという事で。

○事務局長(長尾成広君) 農薬を振って頂くという事ですか。

○1番(安田美雄君) 市としては、農薬は振らないですね。空地は農家以外の方でも持ってみえます。これは回覧して農家以外の方にも承知して頂く必要がありますけど、問題はやっぱり。

○事務局長(長尾成広君) 不必要に撒かないように。時期とか、撒く時に民家がある場合は言っておかないと、窓を開けていると入ってくるので、お互いにルールを守りながらやっていただくと良いのでは。あと、農ばかりじゃなく、公園とかでもありますので、関係課にも知らせます。昨年公園で、農薬を使っているんじゃないかという話があり、それは都市計画課にお願いしました。

○1番(安田美雄君) 今の話ですが、県道市道沿いの道端に草がぼうぼうに生えていて、あまり景色が良くない所がありますけど、薬を撒いても景色が良くないですから、そこら辺も合わせておそらくいろんな反響があると思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局長(長尾成広君) 分かりました。ありがとうございます。

○議長(野村茂君) 他にありませんか。

○職務代理(安田孝義君) これで総会を終わります。お疲れ様でした。

午前10時43分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

---

11番 関市広見773番地

印

---

13番 関市山田605番地

印

---